

株式会社 京都確認検査機構

住宅性能評価業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定める「株式会社京都確認検査機構住宅性能評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社京都確認検査機構(以下「機構」という。)が実施する住宅性能評価業務にかかる手数料について、必要な事項を定める。

(設計住宅性能評価業務の手数料)

第 2 条 業務規程第 27 条に規定する設計住宅性能評価業務の手数料の額は、設計住宅性能評価業務 1 件につき定めたものとし、その額は次項に掲げる通りとする。

- 2 手数料の額は、次表の各項の区分に応じて、表 1 の「設計評価」欄に掲げる額を算定し(但し(3)は除く)、千円未満を切り捨てるものとする。

(1)	住宅を建築する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	機構が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
(3)	住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を機構から受けている場合	当該計画の変更に係る評価対象住戸数に、変更する評価項目 1 区分につき ¥2,000 を乗じた額(但し、当初の設計評価総額を超えないものとする)
(4)	住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を機構以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積

(建設住宅性能評価の手数料)

第 3 条 業務規程第 27 条に規定する建設住宅性能評価業務の手数料の額は、建設住宅性能評価業務 1 件につき定めたものとし、その額は次項に掲げる通りとする。

- 2 手数料の額は、前条第 2 項の規定を準用し、その額に申請住宅の建設地ごとに定める表 4 の A 地域から D 地域の別に応じて定められた割合を乗じた額とする。この場合、「設計評価」とあるのは「建設評価」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「建設住宅性能評価」と読み替える。また、(3)の「当該計画の変更に係る評価対象住戸数に、変更する評価項目 1 区分につき ¥2,000 を乗じた額」は「当該計画の変更に係る部分の床面積」と読み替えるものとする。

(住宅型式性能認定を受けた形式に係る住宅性能評価の場合の申請手数料)

第4条 住宅性能評価において、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合は、表2に基づき、設計評価手数料を減額することができる。

(型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合の申請手数料)

第5条 住宅性能評価において、型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合は、表2に基づき設計評価手数料及び表3に基づき建設評価手数料を減額することができる。

(一戸建て住宅及び共同住宅等の申請手数料の特別減額)

第6条 同一団地内で、同時に2戸以上の戸建住宅を申請された場合、及び類似タイプの共同住宅等を継続して申請された場合は、申請手数料の1割から3割引の特別減額を協議し決定する。

(既存住宅の手数料)

第7条 事前相談及び調査を必須とする。当該既存住宅に関する設計図書や工事記録の有無又は多少により、評価手数料を算出する。

(評価業務手数料返還等について)

第8条 評価業務のうち建設住宅評価において、契約の取り下げ及び解除に伴い手数料の一部を返還する場合は、別に定める「手数料返還などに関する規程」により算定した額とする。

(その他)

第9条 軽微な変更、その他各条に該当しない場合、もしくは当機関が当規程によることが困難と判断する場合の手数料は、当事者間で協議し決定する。

手数料返還などに関する規程

申請者が評価業務約款第6条第5項の申請の取下げを行った場合及び第7条第2項の解除を行った場合の手数料の算定については、当該手数料に下表の（イ）欄の申請の取下げを行った時期に応じた（ロ）欄の率を乗じた額とするものとする。ただし、機構の責に帰すべき理由により業務の実施ができなかった場合はこの限りでない。

（イ）欄 申請の取下げを行った時期	（ロ）欄 当該申請料に乗じる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.05
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.3
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.55
第3回の現場審査を実施した日から第4回の現場審査の前日まで	0.8
第4回の現場審査を実施した日以降	1.0